

第73回山梨県環境保全審議会（令和8年3月26日開催）

審議事項（5）資料

令和8年度公共用水域及び地下水の
水質測定計画（案）について

大気水質保全課

令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について

○概要

(1) 趣旨

この計画は、山梨県内の公共用水域・地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条に基づき、水質の測定について、必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第27条により実施する公共用水域等のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるもの。

(2) 測定期間

令和8年4月から令和9年3月まで

(3) 公表

測定結果は、原則として1年間分をとりまとめて評価し、令和9年度に公表する。ただし、県民の関心が高い項目等については、随時公表するものとする。

なお、環境基準点における主な生活環境項目の調査結果を、県のホームページ上で速報値として公表する。

1 公共用水域の水質測定計画の概要

(1) 測定地点（図のとおり）

水質汚濁防止法に基づく項目については、河川は31水域47地点（環境基準点22、補助点25）、湖沼は5水域6地点（環境基準点5、補助点1）の計36水域53地点（環境基準点27、補助点26）において水質測定を実施する。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく項目については、河川は6水域6地点、湖沼は1水域1地点の計7水域7地点において測定を実施する。

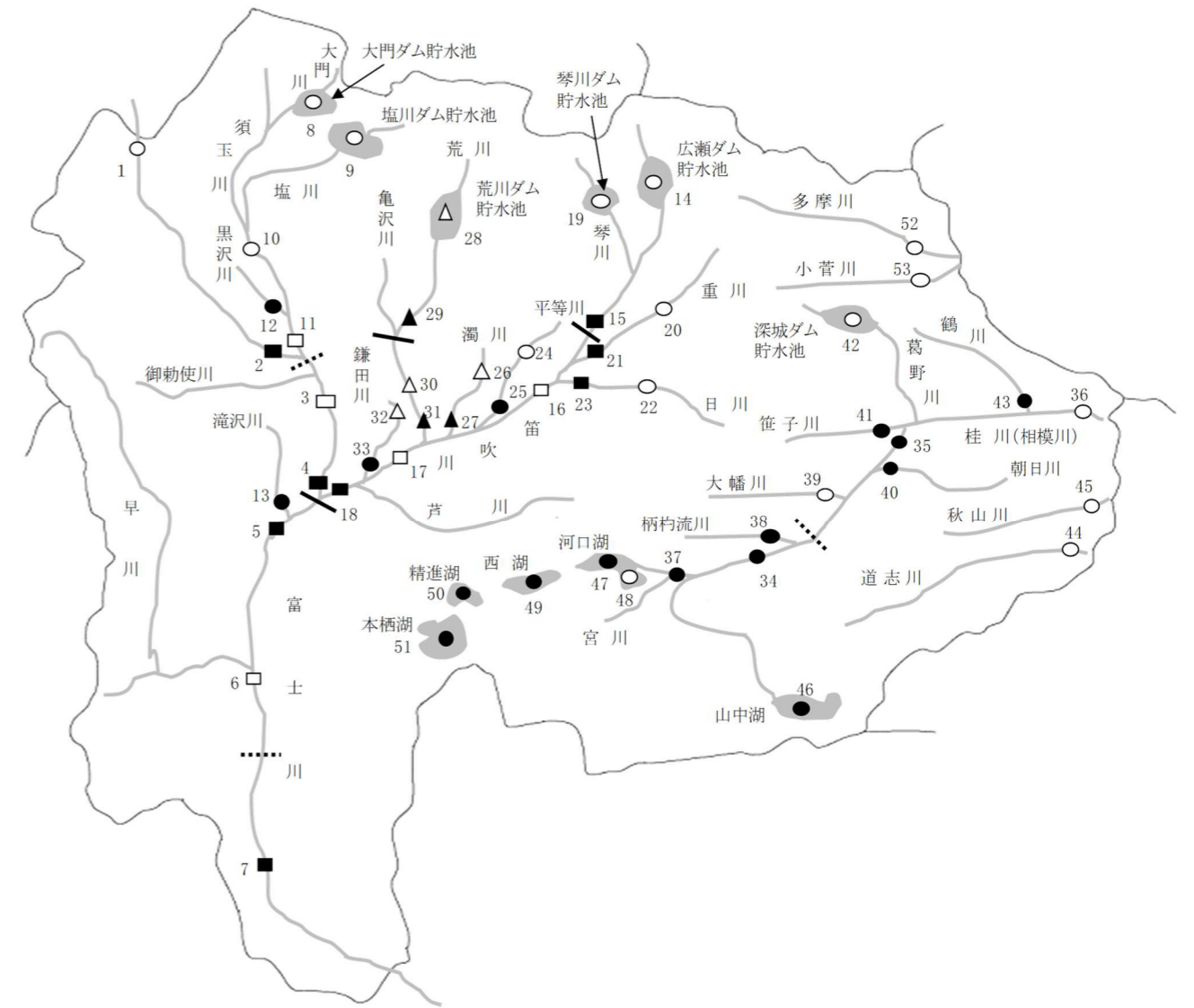
(2) 測定項目・頻度及び実施機関

根拠法令	項目	測定項目	地点数 ^(注1)	回数 ^(注1)	実施機関
水質汚濁防止法	生活環境項目	水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌数等 8項目	40～53	年3～24回 ^(注2)	山梨県 国土交通省 甲府市
	生活環境項目(水生生物)	全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	27～48	年1～12回	
	健康項目	カドミウム、全シアン、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等 26項目	27～53	年1～12回	
	要監視項目	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、アニリン、PFOS及びPFOA等 32項目	16～48	年1～4回	
	特殊項目	銅、クロム等 4項目	19～29	年1～4回	
	その他項目	塩素イオン、電気伝導率等 7項目	12～40	年4～24回 ^(注2)	
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類	7	年1日		

(注1 環境基準点を中心として、測定地点及び項目の種類、過去の検出状況に応じて設定。

(注2 一部の項目は、水質の変動を考慮し、1日で複数回の測定を実施。日間平均値を結果とする。

図 公共用水域の水質測定地点図



測定機関	河川			湖沼			合計
	環境基準点	補助点	計	環境基準点	補助点	計	
山梨県	● 11	○ 16	27	● 5	○ 1	6	33
国土交通省	■ 8	□ 5	13	-	-	-	13
甲府市	▲ 3	△ 4	7	-	-	-	7
合計	22	25	47	5	1	6	53

備考：図中の実線及び点線は類型の境を示す。
：点線は水生生物の保全に係る水質環境基準には適用しない。

2 地下水の水質測定計画の概要

(1) 調査方法

① 水質汚濁防止法に基づく調査

ア 概況調査

(ア) ローリング方式

県内をメッシュで区切り、各メッシュ内で不定点の井戸を選定し、数年で全メッシュを一巡するよう調査する。

【山梨県】

有害物質を使用している事業場がある地区（53地区）：2年で一巡

その他の地区（28地区）：4年で一巡

【甲府市】 2年で一巡

(イ) 定点方式

利水的に重要な地域や有害物質を使用している事業場等が立地している地域、土壤汚染が判明した土地の地域、その他重点的に測定を実施すべき地域において、濃度の推移等を把握するために調査する。

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確定するとともに、汚染原因の究明に資するために調査する。

ウ 継続監視調査

過去の調査により、環境基準値又は指針値（PFOS及びPFOA）を超過し、継続的に監視する必要がある地点で調査する。

② ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査

県内を45区画（うち甲府市4区画）に区分し、5年で一巡するよう調査する。

(2) 測定地点

測定機関		山梨県	甲府市	合計	
地点数	概況調査	ローリング方式	34 (20)	8 (8)	42 (28)
		定点方式	13	0	13
	継続監視調査		34	7	41
	ダイオキシン類		8	1	9

※ローリング方式の（ ）内の数値は要監視項目測定地点数。

※概況調査（定点方式）、継続監視調査の地点数は、令和8年度追加地点を含む。

(3) 測定項目・回数及び実施機関

根拠法令	調査の種類		測定項目	回数	実施機関
水質汚濁防止法	概況調査	ローリング方式	カドミウム、全シアン、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及亜硝酸性窒素等 環境基準項目 28項目	年2回	山梨県 甲府市
			クロロホルム、トルエン、キシレン、PFOS及びPFOA等 要監視項目 25項目	年1回	
	定点方式	汚染の可能性の高い項目及びその分解生成物	年2回		
	汚染井戸周辺地区調査	環境基準値又は指針値を超過した項目及びその分解生成物	年1回		
	継続監視調査	前年度までの調査で汚染が確認された項目及びその分解生成物	年1～2回 ^(注1)		
ダイオキシン類対策特別措置法	概況調査	ダイオキシン類	年1回		

(注1 調査開始当初の概ね3年間は季節変動を把握するために年2回実施し、その後は年1回の測定を実施)

3 令和8年度計画の主要な変更事項

(1) 公共用水域の水質測定計画

測定機関	項目	変更内容
山梨県	大腸菌数	令和4年度に大腸菌群数から変更されたことを受け、データの蓄積を目的として環境基準点(河川11地点)の測定回数を年24回から48回としてきた。3年経過したことから、測定回数を従前の年24回に戻すこととする。
国土交通省	COD等計20項目	国土交通省において、調査の効率化・重点化を図るため、令和6年8月に「河川水質調査要領」の改定を行ったことを受けて、当該要領に基づき、令和8年度計画から測定回数を増加又は減少するもの。

(2) 地下水の水質測定計画

①概況調査（定点方式）井戸の追加

- 令和7年度に韮崎市上ノ山地区において土壤汚染が判明したことから、その周辺井戸を令和8年度から概況調査（定点方式）地点に追加し、砒素の測定を実施。

②継続監視調査井戸の追加及び測定回数の見直し

- 令和7年度の概況調査で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した大月市賑岡町浅利の井戸を令和8年度から継続監視調査地点に追加。
- 甲府市桜井町の井戸（ふっ素・ほう素超過）が採水不可となったため、甲府市川田町の井戸（ふっ素超過）を代替井戸として追加。（ほう素については周辺に超過井戸がないため調査終了。）

令和 8 年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)

山 梨 県

目 次

1 公共用水域水質測定計画 ----- 1

2 地下水水質測定計画 ----- 1 1

公共用水域水質測定計画

【趣 旨】

- 1 この計画は、水質汚濁防止法第16条に基づき、公共用水域の水質の測定について、必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第27条により実施する公共用水域のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

【測定期間】

- 2 測定期間は、令和8年4月から令和9年3月までとする。

【測定地点及び測定機関】

- 3 測定地点は、別表1及び図1とし、測定機関は、山梨県、国土交通省及び甲府市とする。

【測定項目及び測定回数】

- 4 測定項目及び測定回数は、別表2-a、bのとおりとする。

【採水地点及び採水方法等】

- 5 採水地点及び採水方法等は、河川、湖沼ごとにそれぞれ次のとおりとする。

(1) 河 川

① 採水地点

採水地点は、原則として流心とする。

② 採水方法

採水の部位は、水面から原則として水深の2割程度の深さとする。

③ 採水の条件

採水日は、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶものとする。

④ 採水時に実施すべき事項

採水時には、採水日時、水面幅、採水地点の右岸又は左岸からの距離などを記録する。

また、一部試料の酸素固定を行うほか、水温、気温、水深、外観、臭気などについても現地で測定又は観測し、記録することを原則とする。

(2) 湖 沼

① 採水地点

採水地点は、原則として湖心とする。

② 採水方法

採水の部位は、水面から原則として30センチメートル程度の深さとする。

③ 採水の条件

河川に準ずる。

④ 採水時に実施すべき事項

河川に準ずる。

【測定方法】

6 測定方法は、別表3のとおりとする。

【測定結果の送付等】

7 国土交通省及び甲府市は、公共用水域水質測定結果を、翌月までに、山梨県知事に報告するものとする。

【公表】

8 測定結果は、原則として1年間分をとりまとめて評価し、令和9年度に公表する。

なお、環境基準点における主な生活環境項目の測定結果は、毎月1回、県のホームページ上で速報値として公表する。

【その他】

9 この計画に定めのない事項については、測定機関が相互に協議して定める。

別表1

水質汚濁に係る環境基準測定地点一覧

水系名	流域名	水域名	番 号	地点 統一 番号	水質測定点	緯度N	経度E	類型及び達成期間				測定機関			流量 測定 地点	
								水生生物		山梨県	国 土 交通省	甲府市				
								基準 類型	達成 期間				基準 類型	達成 期間		
富 士 川	富 士 川	富士川(1)※	1	1900151	国界橋	35.85990	138.28014	AA	イ	生物A	イ	○				
			2	1900101	船山橋	35.70083	138.45417							■		☆
		富士川(2)※	3	1900251	信玄橋	35.66222	138.50222	A	イ				□		☆	
			4	1900201	三郡西橋	35.56944	138.48694						■		☆	
		富士川(3)※	5	1900301	富士橋	35.53917	138.45917	A	ハ	生物B	イ		■		☆	
			6	1900351	富山橋	35.42028	138.45417							□		☆
		富士川(4)※	7	1901501	南部橋	35.28667	138.46028	A	ロ				■		☆	
		大門川	8	1920901	大門ダム貯水池	35.87508	138.43473					○				
		塩川	9	1920203	塩川ダム貯水池	35.85966	138.49989					○				
			10	1920201	藤井堰	35.76085	138.43135					○				
			11	1920202	塩川橋	35.69444	138.47111						□		☆	
			12	1902101	黒沢川流末	35.69890	138.46554	C	ハ	生物B	イ	●			☆	
		滝沢川	13	1901601	新大橋	35.56821	138.47666	B	イ	生物B	イ	●			☆	
笛 吹 川	笛 吹 川	笛吹川上流	14	1900651	広瀬ダム貯水池	35.84347	138.76121	A	イ	生物A	イ	○				
			15	1900601	亀甲橋	35.69694	138.68500						■		☆	
		笛吹川下流	16	1900751	鶯飼橋	35.64806	138.64167						□		☆	
			17	1900753	桃林橋	35.57556	138.52083	A	ハ	生物B	イ		□		☆	
			18	1900701	三郡東橋	35.56694	138.48861						■		☆	
		琴川	19	1921101	琴川ダム貯水池	35.80282	138.65681					○				
		重川	20	1901351	千野橋	35.71814	138.74012					○				
			21	1901301	重川橋	35.67056	138.68194	B	イ	生物B	イ		■		☆	
		日川	22	1901451	葡萄橋	35.66105	138.72324	A	イ	生物A	イ	○				
			23	1901401	日川橋	35.66167	138.67750						■		☆	
24	1901251		平等橋	35.65139	138.63030					○						
平 等 川	25	1901201	平等川流末	35.60972	138.59019	B	イ	生物B	イ	●			☆			
	26	1901051	砂田橋	35.65637	138.59119							△	☆			
	27	1901001	濁川橋	35.61003	138.58913	C	ハ	生物B	イ			▲	☆			
	荒川上流	28	1900851	荒川ダム貯水池	35.76129	138.57499	AA	イ	生物A	イ			△	☆		
		29	1900801	桜橋	35.71404	138.53836							▲	☆		
荒 川 下 流	30	1900951	千秋橋	35.64653	138.56532							△	☆			
	31	1900901	二川橋	35.60373	138.57296	B	ハ	生物B	イ			▲	☆			
	32	1901151	高室橋	35.61580	138.55609							△				
	33	1901101	鎌田川流末	35.57589	138.50931					●			☆			
相 模 川	相 模 川	相模川上流(1)※	34	1900401	富士見橋	35.52293	138.84808	AA	イ	生物A	イ	●			☆	
			35	1900501	大月橋	35.60828	138.93761	A	ハ					●		☆
		相模川上流(2)※	36	1900551	桂川橋	35.61678	139.11887					○			☆	
			37	1902201	昭和橋	35.49653	138.80937	B	ロ	生物B	イ	●			☆	
		柄杓流川	38	1901701	柄杓流川流末	35.54475	138.88747	A	ハ	生物A	イ	●			☆	
		大幡川	39	1920401	大幡川流末	35.56315	138.90049					○				
		朝日川	40	1901801	落合橋	35.57701	138.93497	A	イ	生物A	イ	●			☆	
		笹子川	41	1901901	西方寺橋	35.60285	138.92252	A	イ	生物A	イ	●			☆	
		葛野川	42	1921001	深城ダム貯水池	35.70704	138.94396					○				
		鶴川	43	1902001	鶴川橋	35.62169	139.10547	A	イ	生物A	イ	●			☆	
		道志川	44	1920701	道志川流末	35.53857	139.11409					○			☆	
		秋山川	45	1920801	秋山川流末	35.58149	139.12588					○			☆	
		山 中 湖	46	1950101	山中湖湖心	35.41834	138.87120	A	イ	生物B	イ	●				
			河口湖	47	1950201	河口湖湖心	35.51767	138.76219	A	イ	生物B	イ	●			
				48	1950251	河口湖船津沖	35.51003	138.77066					○			
西湖	49		1950301	西湖湖心	35.49790	138.68347	A	イ	生物A	イ	●					
精進湖	50		1950401	精進湖湖心	35.49027	138.60738	A	イ	生物B	イ	●					
本栖湖	51	1950501	本栖湖湖心	35.46339	138.58551	AA	イ	生物A	イ	●						
多 摩 川	多 摩 川	多摩川上流(1)※	52	1902351	下保之瀬橋	35.78766	138.94337	AA	イ	生物A	イ	○			☆	
		小菅川	53	1920601	小菅川流末	35.76019	138.96758					○			☆	
3水系	5流域	36水域	計		53地点						33地点	13地点	7地点	33地点		

黒印:環境基準点(27地点) 白印:補助点(26地点)

※水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。

- ・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流
- ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流
- ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)
- ・多摩川上流(1)を多摩川上流

※測定地点の緯度経度は、おおよその地点を示す。

別表2-a(一般項目、生活環境項目、健康項目)

水系名		富 士 川																									
流域名		富 士 川							富 士 川																		
水域名		富士川(1) ※2	富士川(2) ※2	富士川(3) ※2	富士川(4) ※2	大門川	塩川	黒沢川	滝沢川	黒沢川	新大橋	広瀬ダム貯水池	亀甲橋	鶉飼橋	桃林橋	三郡東橋	琴川	重川	日川	平等川							
測定地点		国界橋	船山橋	信玄橋	三郡西橋	富士橋	富山橋	南部橋	大門ダム貯水池	塩川ダム貯水池	藤井堰	塩川橋	黒沢川流末	新大橋	広瀬ダム貯水池	亀甲橋	鶉飼橋	桃林橋	三郡東橋	琴川ダム貯水池	千野橋	重川橋	葡萄橋	日川橋	平等橋	平等川流末	
番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
測定機関※3		山梨県	国 交 通 省					山梨県	国交省	山梨県	国 交 通 省	山梨県	国 交 通 省	山梨県	国 交 通 省	山梨県	国 交 通 省	山梨県	国 交 通 省	山梨県	国 交 通 省	山梨県	国 交 通 省	山梨県	国 交 通 省	山梨県	国 交 通 省
●環境基準点(○補助点)		○	●	○	●	●	○	●	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一 般 項 目	天 候	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	気 温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	水 温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	外 観	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	臭 気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	河 流 量		12		12	12	12	12				12	12	12		12	12	12	12			12		12		12	
	採 取 位 置	12	12	12	12	12	12	12			12	12	24	24		12	12	12	12		12	12	12	12	12	24	
	川 透 視 度	12	12	12	12	12	12	12			12	12	24	24		12	12	12	12		12	12	12	12	12	24	
	湖 採 取 水 深								12	12					12					12							
	全 水 深																										
沼 透 明 度								12	12					12					12								
生 活 環 境 項 目	p H	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	D O	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	B O D	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	C O D	12							12	12	12		24	24	12					12	12			12		24	
	S S	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	大腸菌数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	
	n-ヘキサノ抽出物質※1																										
	全 窒 素		12	3	12	12		12	12			12	12	12	12	3		12	12		12		12		12	12	
	全 燐		12	3	12	12		12	12			12	12	12	12	3		12	12		12		12		12	12	
	全 亜 鉛	4	4	4	4	4	12	4	6	4		4	4	4	4		4	6	4	4	4	4	4	4	4	4	
ノニルフェノール		1		1	1		1				4	4		1				1			1		1		4		
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		4		2	2		2				4	4		2			2			4		2		4			
健 康 項 目	カドミウム	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	全 シ ア ン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	鉛	2	1		2	2		2	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	2	1	2	1	2		
	六価クロム	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	砒 素	2	2	2	2	2	2	2	2	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	12	12	
	総 水 銀	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	アルキル水銀※1																										
	P C B		1		1	1		1					2	2		1		1			1		1		2		
	ジクロロメタン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	四塩化炭素	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
環 境 項 目	1,2-ジクロロエタン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	1,1-ジクロロエチレン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	1,1,1-トリクロロエタン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	1,1,2-トリクロロエタン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	トリクロロエチレン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	テトラクロロエチレン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	1,3-ジクロロプロペン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	チ ャ ラ ム	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	シ マ ジ ン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
目	チオベンカルブ	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	ベンゼン	2	1		1	1		1	2	4	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	セレン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	2		1	2	2	1	2	1	2	2		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4		4	4		4	4	4	4		4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4		
	ふっ素	4	2		2	2		2	4	4	4		4	4	4	2		2	4	4	2	4	2	4	4		
	ほう素	2	2		2	2		2	2	4	4		4	4	2	2		2	4	2	2	2	2	4	4		
	1,4-ジオキサン	2	1		1	1		1	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	2	1	2	2		
	ダ イ オ キ シ ン 類	ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシン 水質																									
		" 底質																									
		ポリナールポリ塩化ビフェニル 水質																									
" 底質																											

※1:この項目については、必要に応じて測定を実施するものとする。

※2:水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。

・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流 ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流 ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)

※3:国土交通省を、一部スペースの関係で国交省と略して記載してある。

別表2-b(要監視項目、特殊項目、その他項目)

水系名	富士川																								
流域名	富士川												笛吹												
水域名	富士川(1) ※2	富士川(2) ※2	富士川(3) ※2	富士川(4) ※2	大門口	塩川	黒沢川	滝沢川	笛吹川上流	笛吹川下流	琴川	重川	日川	平等川	平等川										
測定地点	国界橋	船山橋	信玄橋	三郡西橋	富士橋	富山橋	南部橋	大門口貯水池	塩川ダム貯水池	藤井堰	塩川橋	黒沢川流末	新大橋	広瀬ダム貯水池	亀甲橋	鶺鴒橋	桃林橋	三郡東橋	琴川ダム貯水池	千野橋	重川橋	葡萄橋	日川橋	平等橋	平等川流末
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
測定機関※3	山梨県	国土交通省						山梨県	国交省	山梨県	国土交通省			山梨県	国交省	山梨県	国交省	山梨県	国交省	山梨県	国交省	山梨県	国交省	山梨県	国交省
●環境基準点(○補助点)	○	●	○	●	●	○	●	○	○	○	○	●	●	○	●	○	○	●	○	○	●	○	●	○	●
要	クロロホルム※4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
監	トランス-1,2-ジクロロエチレン											1	1												1
視	1,2-ジクロロプロパン											1	1												1
項	P-ジクロロベンゼン											1	1												1
目	イソキサチオン											1	1												1
	ダイアジノン											1	1												1
	フェントロチオン											1	1									1		1	1
	イソプロチオラン		1		1							1	1					1					1		1
	オキシ銅											1	1					1							1
	クロタロニル											1	1												1
	プロピザミド											1	1												1
	EPN											1	1												1
	ジクロルボス											1	1										1		1
	フェノカルブ											1	1												1
	イブペンホス											1	1												1
	クロルニトロフェン											1	1												1
	トルエン				1							1	1								1				1
	キシレン											1	1												1
	フタル酸ジエチルヘキシル											1	1												1
	ニッケル		1		1	1						1	1		1			1			1		1		1
	モリブデン											1	1												1
	アンチモン		1									1	1												1
	塩化ビニルモノマー		1		1	1		1				1	1		1			1			1		1		1
	エピクロヒドリン		1		1	1		1				1	1		1			1			1		1		1
	全マンガン		1		1	1		1				1	1		1			1			1		1		1
	ウラン											1	1												1
	PFOS及びPFOA					4						1	1												1
	フェノール※5	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1
	ホルムアルデヒド※5	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1
	4-tert-ブチルフェノール※5	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1
	アニリン※5	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1
	2,4-ジクロロフェノール※5	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1
特殊項目	フェノール類※1																								
	銅		2		2	2		2				2	2	2		2		2			2		2		2
	溶解性鉄		2		2	2		2			1	2	2		2		2			2		1		1	2
	溶解性マンガン				1			1				2	2					1	2						2
	クロム											2	2												2
その他項目	アンモニア性窒素		4		4	12		4	6	6		6	6	6	4			4	6		4		4		6
	燐酸態燐					12			6	6		6	6	6				12	6						6
	クロロフィルa							12	12					12					12						
	陰イオン界面活性剤	6						6	6	6		6	6	6				6	6		6		6	6	6
	塩素イオン	12						12	12	12		12	12	12				12	12		12		12	12	12
	電気伝導率	12						12	12	12		24	24	12							12	12		12	24
	濁度		12	12	12	12	12				12				12	12	12	12			12		12		12

※1:この項目については、必要に応じて測定を実施するものとする。

※2:水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。

・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流 ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流 ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)

※3:国土交通省を、一部スペースの関係で国交省と略して記載してある。

※4:人の健康の保護及び水生生物の保全に係る要監視項目

※5:水生生物の保全に係る要監視項目

				相模川																			多摩川								
川				相模川															富士五湖				多摩川		総測定回数	国土交通省測定回数	山梨県測定回数	甲府市測定回数			
濁川	荒川上流	荒川下流	鎌田川	相模川上流(1)※2	相模川上流(2)※2	宮川	柄杓流川	大幡川	朝日川	笹子川	葛野川	鶴川	道志川	秋山川	山中湖	河口湖	河口湖船津沖	西湖	精進湖	本栖湖	多摩川	小菅川									
砂田橋	濁川橋	荒川ダム貯水池	桜橋	千秋橋	二川橋	高室橋	鎌田川流末	富士見橋	大月橋	桂川橋	昭和橋	柄杓流川流末	大幡川流末	落合橋	西方寺橋	深城ダム貯水池	鶴川橋	道志川流末	秋山川流末	山中湖湖心	河口湖湖心	河口湖船津沖	西湖湖心	精進湖湖心	本栖湖湖心	下保之瀬橋	小菅川流末				
26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53				
甲府市							山梨県																								
○	●	○	●	○	●	○	●	●	●	○	●	●	○	●	●	○	●	○	○	●	●	○	●	●	○	○					
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	48	8	33	7
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21	2	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22	3	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21	2	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26	7	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20	1	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21	2	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	0	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	8	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	0	16	0	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	4	16	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	44	8	33	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	44	8	33	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	44	8	33	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	44	8	33	3	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	44	8	33	3	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	56	18	32	6	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	59	15	38	6	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	47	3	38	6	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	38	0	32	6	
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	262	40	198	24	
6	12	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	252	24	198	30		
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144	0	132	12		
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	210	0	198	12	
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	438	0	396	42	
12	24	12	24	12	24	12	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	648	0	528	120	
																											156	156	0	0	

別表3 公共用水域水質測定方法

測定項目	報告下限値(mg/L)	環境基準値(参考)	測定方法	備考		
生活環境項目	p H	-	6.5~8.5	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	昭和46年環境庁告示第59号	
	D O	0.5	5~7.5	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	〃	
	B O D	0.5	1~5	規格K0102-1 18	〃	
	C O D	0.5	1~3	規格K0102-1 17.2	〃	
	S S	1	25~50	付表8	〃	
	大腸菌数	1CFU/100ml	20~1000	規格K0102-5 5.6.2(規格 K0102-5 5.6.2.7は除く。)	〃	
	n-ヘキサン抽出物質	0.5	-	規格K0102-1 22.5	〃	
	全窒素	0.05	-	規格K0102-2 17.3、17.4 又は17.5(規格K0102-2 17.5.3.2を除く。)	〃	
	全磷	0.003	-	規格K0102-2 18.4(規格K0102-2 18.4.1.4のbを除く。)	〃	
	全亜鉛	0.001	0.03	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5	〃	
	ノニルフェノール	0.00006	0.001~0.002	付表9	〃	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.0006	0.03~0.05	規格K0102-4 6.2.5	〃	
	健康項目	カドミウム	0.0003	0.003	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5	〃
		全シアン	0.1	検出されないこと	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う。)	〃
鉛		0.005	0.01	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5	〃	
六価クロム		0.01	0.02	規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。)	〃	
砒素		0.005	0.01	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5	〃	
総水銀		0.0005	0.0005	付表2	〃	
アルキル水銀		0.0005	検出されないこと	付表3	〃	
P C B		0.0005	検出されないこと	付表4	〃	
ジクロロメタン		0.002	0.02	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2	〃	
四塩化炭素		0.0002	0.002	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	〃	
1,2-ジクロロエタン		0.0004	0.004	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	〃	
1,1-ジクロロエチレン		0.002	0.1	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2	〃	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	0.04	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2	〃	
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005	1	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	〃	
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006	0.006	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	〃	
トリクロロエチレン		0.001	0.01	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	〃	
テトラクロロエチレン		0.0005	0.01	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	〃	
1,3-ジクロロプロペン		0.0002	0.002	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1	〃	
チウラム		0.0006	0.006	付表5	〃	
シマジン		0.0003	0.003	付表6の第1又は第2	〃	
チオベンカルブ		0.002	0.02	付表6の第1又は第2	〃	
ベンゼン		0.001	0.01	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2	〃	
セレン		0.002	0.01	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4	〃	
硝酸性窒素		0.02	10	規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8	〃	
亜硝酸性窒素		0.02		規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4	〃	
ふつ素		0.05	0.8	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.4、5.5	〃	
ほう素		0.04	1	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6	〃	
1,4-ジオキサン	0.005	0.05	付表7	〃		
ダイオキシン類	ホリ塩化ジベンゾフラン及びホリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン	-	1pg-TEQ/L	規格K0312	平成11年環境庁告示第68号	
	コプラナーホリ塩化ビフェニル	-		〃		
	ホリ塩化ジベンゾフラン及びホリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン(底質)	-	150pg-TEQ/g	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	〃	
	コプラナーホリ塩化ビフェニル(底質)	-		〃	〃	

測定項目	報告下限値(mg/L)	指針値(参考)	測定方法	備考
クロロホルム	0.0006	0.006~3	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1	平成5年環水規第121号
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	0.04	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1	〃
1,2-ジクロロプロパン	0.005	0.06	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1	〃
p-ジクロロベンゼン	0.005	0.2	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1	〃
イソキサチオン	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
ダイアジノン	0.0005	0.005	付表1の第1又は第2	〃
フェニトロチオン	0.0003	0.003	付表1の第1又は第2	〃
イソプロチオラン	0.004	0.04	付表1の第1又は第2	〃
オキシ銅	0.004	0.04	付表2	〃
クロタロニル	0.004	0.05	付表1の第1又は第2	〃
プロピザミド	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
EPN	0.0006	0.006	付表1の第1又は第2	〃
ジクロルボス	0.001	0.008	付表1の第1又は第2	〃
フェノバルブ	0.002	0.03	付表1の第1又は第2	〃
イプロベンホス	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
クロルニトロフェン	0.0005	-	付表1の第1又は第2	〃
トルエン	0.005	0.6	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2	〃
キシレン	0.005	0.4	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2	〃
フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	付表3の第1又は第2	〃
ニッケル	0.001	-	規格K0102-3 18.4、18.5又は規格K0102-3 4.5.3	〃
モリブデン	0.007	0.07	規格K0102-3 27.2、27.3又は規格K0102-3 4.5.3	〃
アンチモン	0.0002	0.02	規格K0102-3 21.2、21.3又は21.4	平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号
塩化ビニルモノマー	0.0002	0.002	付表1	〃
エピクロロヒドリン	0.00004	0.0004	付表2	〃
全マンガン	0.02	0.2	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5	〃
ウラン	0.0002	0.002	規格K0102-3 30.2又は30.3	〃
ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS)	2.5 ng/L	50ng/L	付表1	令和2年環水大発第2005281号・環水土大発第2005282号
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	2.5 ng/L			
フェノール	0.001	0.01~0.08	付表1	平成15年環水企発第031105001号・環水普発第031105001号
ホルムアルデヒド	0.1	1	付表2	〃
4-tert-オクチルフェノール	0.00003	0.001~0.004	付表1	平成25年環水大発第1303272号
アニリン	0.002	0.02	付表2	〃
2,4-ジクロロフェノール	0.0003	0.03	付表3	〃
フェノール類	0.005	-	規格K0102-4 5.2.3(ただし、蒸留操作を行うときは、規格K0102-4 5.2.2.3に規定する方法を除く。)又は5.2.4(ただし、試験操作を行うときは、規格K0107-5のうち6.3.2、6.3.3又は6.3.4に規定する方法に限る。)	昭和49年環境庁告示第64号
銅	0.01	-	規格K0102-3 11.3,11.4,11.5又は11.6	〃
溶解性鉄	0.005	-	規格K0102-3 16.3、16.4、16.5又は付表2	〃
溶解性マンガン	0.005	-	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5	〃
クロム	0.005	-	規格K0102-3 24.2	〃
アンモニア性窒素	0.02	-	規格K0102-2 13.4、13.7	-
磷酸態磷	0.003	-	規格K0102-2 18.2.1、18.2.2又は18.2.3	-
クロロフィルa	0.001	-	上水試験方法	-
陰イオン界面活性剤	0.02	-	規格K0102-4 6.2	-
塩素イオン	1	-	規格K0102-2 6.3	-
電気伝導率	0.1 mS/m	-	規格K0102-1 13	-
濁度	5度	-	河川水質試験方法II-3	-
備考	「付表」は備考欄に記載されている告示及び通知に記載されているものをいう。			

地下水水質測定計画

【趣旨】

- 1 この計画は、水質汚濁防止法第 16 条に基づき、地下水の水質の測定について必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条、第 27 条により実施する地下水のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

【測定期間】

- 2 測定期間は、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までとする。

【測定機関】

- 3 甲府市内の地点については甲府市、それ以外の地点については山梨県とする。

【調査方法等】

- 4 地下水の水質調査は、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査により実施する。

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水水質の状況を把握するために行う調査で、選定した地区において実施する。

- ① 測定項目：環境基準項目、要監視項目及びダイオキシン類
- ② 調査地区

ア 環境基準項目、要監視項目の調査地区の選定

(ア) ローリング方式

地下水汚染を発見するために、メッシュに分割した調査区域を順次調査する。

a 山梨県（図 1 参照）

- ・ 県内（甲府市を除く）を 5km メッシュを基本にして分割した 81 地区を A 地区と B 地区に区分する。

A 地区とは、水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場がある 53 地区を、

B 地区とは、A 地区以外の 28 地区をいう。

- ・ 環境基準項目の調査地区は、A 地区では 2 年、B 地区では 4 年のローリングにより選定する。
- ・ 要監視項目の調査地区は A・B 地区とも 4 年のローリングにより選定する。

b 甲府市（図 2 参照）

- ・ 甲府市の調査地区は、甲府市内の市街地を 2km メッシュで分割した 12 地区とそれ以外の地域を 5km メッシュで分割した 4 地区の計 16 地区を、2 年のローリングにより選定する。

(イ) 定点方式

利水的に重要な地域や有害物質を使用している工場・事業場等が立地している地域、土壌汚染が判明した土地の地域、その他重点的に測定を実施すべき地域において、汚染の発見又は濃度の推移等を把握するために行う調査である。（別表 1 参照）

イ ダイオキシン類の調査地区の選定

a 山梨県（図 3 参照）

- ・ ダイオキシン類の調査地区は、県内（甲府市を除く）を 5km メッシュを基本に分割した 81 地区のうち 2 区画（No.39 は 1 区画）につき 1 地点を、5 年のローリングにより選定する。

b 甲府市

- ダイオキシン類の調査地区は、甲府市内の市街地を 2km メッシュで分割した 12 地区とそれ以外の地域を 5km メッシュで分割した 4 地区の計 16 地区を 4 グループに分割し、1 グループにつき 1 地点を、5 年のローリングにより選定する。

- ③ 測定回数：環境基準項目は年 2 回（夏季、冬季）、要監視項目は年 1 回（夏季）、ダイオキシン類については年 1 回（夏季）測定する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査（ローリング方式）で環境基準値又は指針値を超えたときや、事業者からの報告により環境基準等の超過が判明した場合に、原因の究明及び汚染範囲を確認するために行う調査である。

(3) 継続監視調査

過去の調査により、環境基準項目、要監視項目のうちペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（PFOS 及び PFOA）、ダイオキシン類が環境基準値又は指針値を超過し、継続的に監視する必要がある地点で行う調査で、年 1 回～2 回実施する。（別表 2 参照）

継続監視調査は、調査地点で数年連続して、環境基準値又は指針値以下となり、かつ、汚染範囲が環境基準値等以下になっていることを確認した上で終了する。

【測定地点】

- 5 調査地点数は次のとおりとする。

ローリング方式の（ ）内の数値は要監視項目測定地点数

測定機関		山梨県	甲府市	合計	
地点数	概況調査	ローリング方式	34 (20)	8 (8)	42 (28)
		定点方式	13	0	13
	継続監視調査		34	7	41
	ダイオキシン類		8	1	9

【測定方法】

- 6 測定方法は、別表 3 のとおりとする。

【測定結果の送付等】

- 7 甲府市は、地下水水質測定結果を各回の測定終了の都度、山梨県知事に報告するものとする。

ただし、環境基準値を超える測定結果が得られたときは、速やかに山梨県知事に連絡するとともに、原因究明のための調査を行うものとする。

また、要監視項目のうち PFOS 及び PFOA は、昨今の国内外の規制強化の動向や飲用による暴露防止の徹底のため、環境基準項目と同様の対応とする。

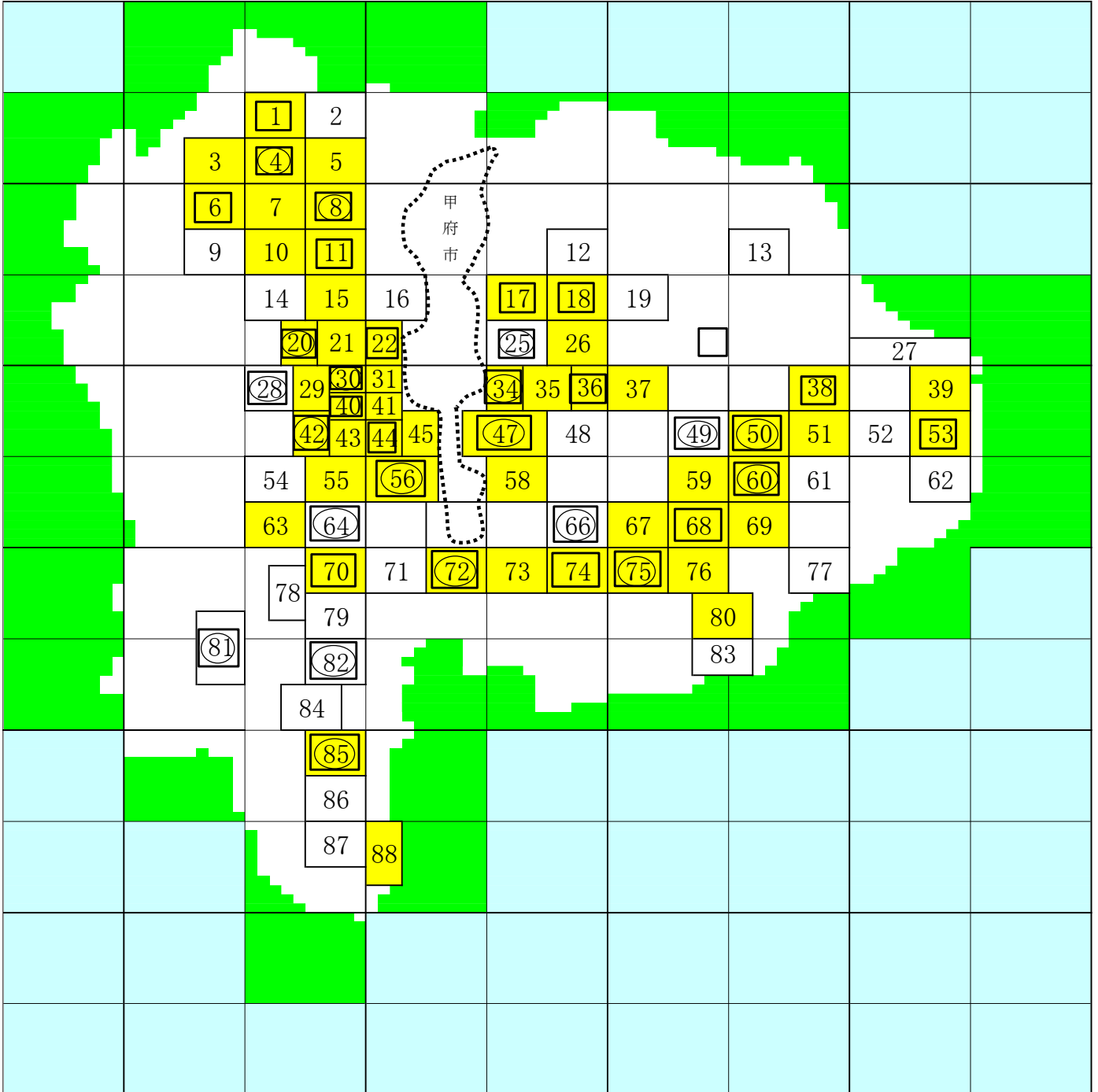
【公表】

- 8 測定結果は、原則として 1 年間分をとりまとめて評価し、令和 9 年度に公表する。

【その他】

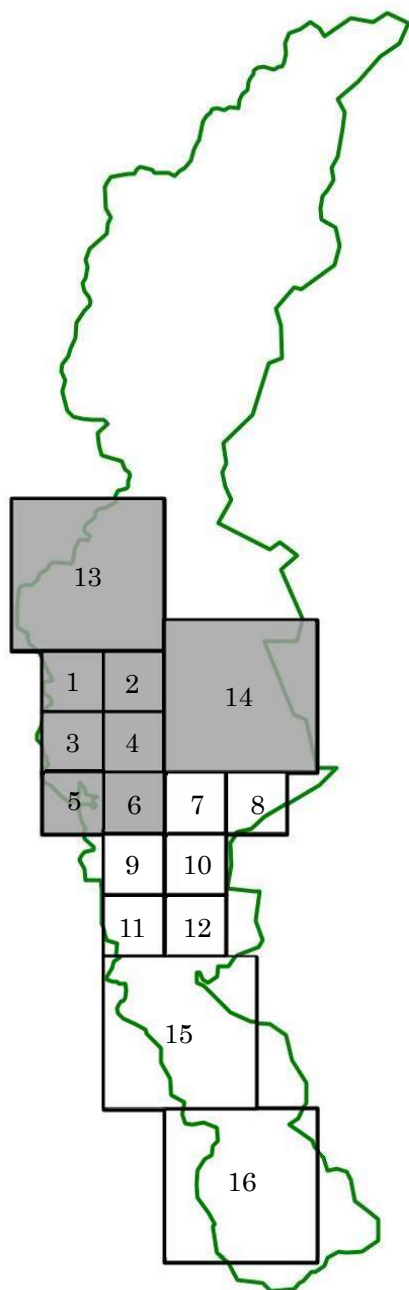
- 9 この計画に定めのない事項については、測定機関が相互に協議して定める。

図1 概況調査測定地点図(環境基準項目・要監視項目)(山梨県)



- 5kmメッシュを基本とする県内81地区(No.23,24,32,33,46,57,65,甲府市のため除く)
- 有害物質使用特定施設設置地区(53地区)
- □は環境基準項目測定地点(34地点)。うち、○印の地点については要監視項目も測定(20地点)。

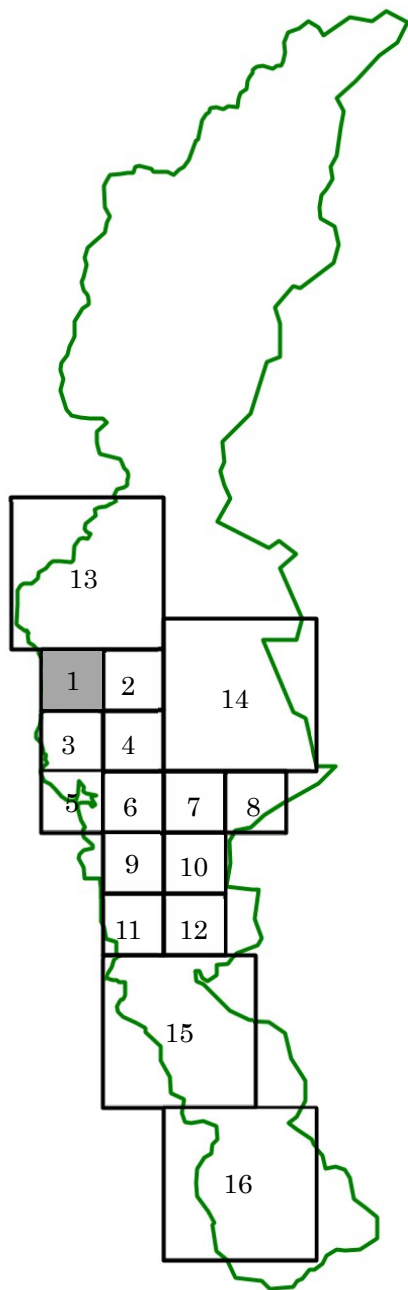
図2 甲府市測定地点図（環境基準項目・要監視項目）



・市街地を2kmメッシュで区切った12地区とそれ以外の地域を5kmメッシュで区切った4地区の計16地区

・■：環境基準項目及び要監視項目測定地点（8地点）

図 4 甲府市測定地点図（ダイオキシン類）



・市街地を2kmメッシュで区切った12地区とそれ以外の地域を5kmメッシュで区切った4地区の計16地区

別表 1 定点方式の測定地点

番号	測定地点	測定開始年度	測定機関	測定対象項目
1	都留市 田原	H21	山梨県	重金属等(六価クロム、砒素)
2	南都留郡忍野村 忍草	H23		揮発性有機化合物
3	都留市 四日市場	H23		揮発性有機化合物
4	韮崎市 清哲町青木①	H24		重金属等(鉛)
5	韮崎市 清哲町青木②	H24		重金属等(鉛)
6	韮崎市 上祖母石	H24		重金属等(鉛)
7	中央市 大田和	H24		揮発性有機化合物、ふっ素
8	中央市 極楽寺	H25		ふっ素
9	南アルプス市 藤田	R1		揮発性有機化合物、ふっ素
10	昭和町 清水新居	R1		重金属等(シアン)
11	甲州市 塩山上於曾	R2		揮発性有機化合物
12	韮崎市 上ノ山①	R7		ふっ素
13	韮崎市 上ノ山②	R8		重金属等(砒素)

※ 揮発性有機化合物については分解生成物についても測定を行う。

別表 2 継続監視調査の測定地点

番号	測定地点	測定開始年度	測定機関	測定対象項目	測定実施時期	
					夏季	冬季
1	北杜市 長坂町大八田	H2	山	揮発性有機化合物		○
2	北杜市 長坂町長坂上条	H2		揮発性有機化合物		○
3	笛吹市 石和町市部	H3		重金属等(砒素)	○	
4	昭和町 西条新田	H4		揮発性有機化合物		○
5	昭和町 築地新居	H4		揮発性有機化合物		○
6	富士川町 青柳町	H4		揮発性有機化合物		○
7	大月市 初狩町	H7		揮発性有機化合物	○	
8	昭和町 築地新居	H8		揮発性有機化合物	○	
9	昭和町 飯喰	H8		揮発性有機化合物		○
10	昭和町 飯喰	H8		揮発性有機化合物	○	
11	北杜市 高根町箕輪	H11	梨	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		○
12	南アルプス市 十五所	H11		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		○
13	笛吹市 御坂町八千蔵	H11		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		○
14	笛吹市 石和町川中島	H12		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		○
15	南アルプス市 小笠原	H16	県	揮発性有機化合物	○	
16	笛吹市 八代町南	H17		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○
17	笛吹市 境川町藤袋	H18		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	
18	上野原市 大野	H18		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	
19	北杜市 長坂町長坂上条	H18		揮発性有機化合物	○	
20	山梨市 牧丘町城古寺	H20		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		○
21	笛吹市 八代町南	H20		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	
22	上野原市 大柵	H23		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	
23	南部町 本郷	H26		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		○
24	甲州市 勝沼町藤井	H30		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	
25	北杜市 高根町箕輪	H30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		○	
26	北杜市 須玉町下津金	H30	重金属等(砒素)		○	
27	南アルプス市 西野	R1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		○	
28	甲斐市 篠原	R2	揮発性有機化合物		○	
29	甲斐市 宇津谷	R2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		○	
30	都留市 古川渡	R3	揮発性有機化合物	○		
31	甲州市 塩山上於曾	R5	PFOS及びPFOA	○		
32	笛吹市 一宮町上矢作	R6	PFOS及びPFOA	○		
33	笛吹市 一宮町南野呂	R7	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○	
34	大月市 賑岡町浅利	R8	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○	
35	甲府市 下向山	H13	甲府市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	
36	甲府市 国玉町	H19		重金属等(ふっ素)		○
37	甲府市 古関町	H24		重金属等(砒素)		○
38	甲府市 右左口町	H30		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		○
39	甲府市 中小河原町	R1		重金属等(砒素)	○	
40	甲府市 川田町	R7		重金属等(ふっ素)		○
41	甲府市 音羽町	R5		重金属等(ふっ素)	○	

※ 揮発性有機化合物については分解生成物についても測定を行う。

別表3 地下水水質測定方法

測定項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (参考)	測定方法	備考
カドミウム	0.0003	0.003	日本産業規格(以下「規格」という。) K0102-3 14.3,14.4又は14.5	平成9年環境庁告示第10号
全シアン	0.1	検出されないこと	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、 9.4、9.5若しくは9.6又は昭和46年環境庁告示第59号(以下、「公共用水域告示」という。)付表1	〃
鉛	0.005	0.01	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5	〃
六価クロム	0.01	0.02	規格K0102-3 24.3 (規格24.3.3及び24.3.7を除く)	〃
砒素	0.005	0.01	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5	〃
総水銀	0.0005	0.0005	公共用水域告示付表2	〃
アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	公共用水域告示付表3	〃
P C B	0.0005	検出されないこと	公共用水域告示付表4	〃
ジクロロメタン	0.002	0.02	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2	〃
四塩化炭素	0.0002	0.002	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	〃
クロロエチレン	0.0002	0.002	付表	〃
1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	規格K0125 5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2	〃
1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.1	規格K0125 5.1,5.2又は5.3.2	〃
1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	シス体にあつては規格K0125 5.1,5.2又は5.3.2 トランス体にあつては規格K0125 5.1,5.2又は5.3.1	〃
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃
トリクロロエチレン	0.001	0.01	規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃
テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	規格K0125 5.1,5.2又は5.3.1	〃
チウラム	0.0006	0.006	公共用水域告示付表5	〃
シマジン	0.0003	0.003	公共用水域告示付表6の第1又は第2	〃
チオベンカルブ	0.002	0.02	公共用水域告示付表6の第1又は第2	〃
ベンゼン	0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
セレン	0.002	0.01	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4	〃
硝酸性窒素	0.02	10	規格K0102-2 15.3,15.4,15.6,15.7又は15.8	〃
亜硝酸性窒素	0.02		規格K0102-2 14.2,14.3又は14.4	〃
ふつ素	0.05	0.8	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4又は5.2及び5.5	〃
ほう素	0.04	1	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6	〃
1,4-ジオキサン	0.005	0.05	公共用水域告示付表7	〃
D X N 類	ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1pg-TEQ/L	規格K0312	平成11年環境庁告示第68号
	コプラナーポリ塩化ビフェニル		〃	〃

測定項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (参考)	測定方法	備考	
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.0006	0.06	規格K0125 5.1,5.2又は5.3.1	平成5年環水規第121号
	1,2-ジクロロプロパン	0.005	0.06	規格K0125 5.1,5.2又は5.3.1	〃
	p-ジクロロベンゼン	0.005	0.2	規格K0125 5.1,5.2又は5.3.1	〃
	イソキサチオン	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	ダイアジノン	0.0005	0.005	付表1の第1又は第2	〃
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	付表1の第1又は第2	〃
	イソプロチオラン	0.004	0.04	付表1の第1又は第2	〃
	オキシソ銅	0.004	0.04	付表2	〃
	クロロタロニル	0.004	0.05	付表1の第1又は第2	〃
	プロピザミド	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	EPN	0.0006	0.006	付表1の第1又は第2	〃
	ジクロルボス	0.001	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	フェノブカルブ	0.002	0.03	付表1の第1又は第2	〃
	イプロベンホス	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	クロルニトロフェン	0.0005	-	付表1の第1又は第2	〃
	トルエン	0.005	0.6	規格K0125 5.1,5.2又は5.3.2	〃
	キシレン	0.005	0.4	規格K0125 5.1,5.2又は5.3.2	〃
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	付表3の第1又は第2	〃
	ニッケル	0.001	-	規格K0102-3 18.4、18.5又は規格K0102-3 4.5.3	〃
	モリブデン	0.007	0.07	規格K0102-3 27.2、27.3又は規格K0102-3 4.5.3	〃
	アンチモン	0.0002	0.02	規格K0102-3 21.2、21.3又は21.4	平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号
	エピクロロヒドリン	0.00004	0.0004	付表2	〃
	全マンガン	0.02	0.2	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5	〃
	ウラン	0.0002	0.002	規格K0102-3 30.2又は30.3	〃
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	2.5 ng/L	50ng/L	付表1	令和2年環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号
	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	2.5 ng/L			
	その 他 項 目	水温	-	-	規格K0102-1 6.3
pH		-	-	規格K0102-1 12	-
電気伝導率		-	-	規格K0102-1 13	-
備考	「付表」は備考欄に記載されている告示及び通知に記載されているものをいう。				

参考：公共用水域の環境基準（生活環境項目）

○生活環境の保全に関する環境基準

【河川】

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下 ^{※1}
A	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1000CFU/100mL以下
C	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—

【湖沼】

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下 ^{※1}
A	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下 ^{※2}

※1 自然環境保全を利用目的としている測定点

※2 水道3級を利用目的としている測定点を除く

○水生生物の保全に係る水質環境基準

【河川及び湖沼】

項目 類型	基準値		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物B	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下

【湖沼】

項目 類型	基準値
	底層溶存酸素量
生物1	4.0mg/L以上
生物2	3.0mg/L以上
生物3	2.0mg/L以上

○達成期間の分類

「イ」：直ちに達成 「ロ」：5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的すみやかに達成

〒 400-8501 甲府市丸の内 1 - 6 - 1
山梨県森林環境部
大気水質保全課
TEL 055-223-1511 (直通)
<https://www.pref.yamanashi.jp/>